

水道工事

展示室で水道を利用する場合は、利用開始日の10日前までに「水道利用届出書」を提出し、当センターの承認を受けてください。

利用者負担で水道工事を行なっていただきますので、配管、使用する位置、設備の台数、容量の分かる資料を提出してください。

給排水設備（各階）

給水管口径 20A／排水管口径 65A

1. 水道工事に必要な書類

利用開始日の10日前までに下記の書類を提出してください。

届出事項に変更があった場合は、当センターへ連絡してください。

《提出書類》

- ・「水道利用届出書」
- ・「水道工事配管図面（縮尺1/200）」（利用階ごと）

2. 施工上の注意事項

- 来場者が常時通行するところへの床配管はできません。
- 展示関係者（調理者等）が通行するところの床配管はカバーをしてください。
- 水が飛散する恐れのある場所（洗い場等）の周囲の床、壁、天井はシートで養生してください。
- 展示室内の排水口及び仮設シンクの排水口へは、ゴミ取り用の「ざる」を持参し設置してください。
水道のご利用中に「ざる」からゴミがあふれないよう常に状態を確認してください。

3. 施工時、撤収時の連絡

- 設営後及び撤収前に当センターへ連絡してください。
届出図面どおりに施工されているか当センターの職員が現場にて確認します。
当センターの職員が検針をいたしますので撤収前に連絡してください。
原状回復を確認いたします。

4. 水道元栓の開閉

- 元栓の開閉の際は、検針の立会いをお願いします。